## 

滋賀県では、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進等に取り組むため、「仕事と生活の調和・女性活躍推進 会議しが」を設置し、職場や地域での実践、社会的気運の醸成等に取り組んでおり、 11月を「**仕事と生活の調和推進月間**」と定め、県民一人ひとりがライフスタイルや職場 環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を集中的に実施しています。

仕事、家庭生活、健康・休養、地域生活、自己啓発、趣味など 人生において大切にしている様々なことを、希望するバランスで、 生活の中で展開できるよう、皆さんも自らのワーク・ライフ・ バランスのあり方を考えてみませんか。



イラスト タカノ キョウコ

### 女性の就労サポート

総合受付:0748-36-1831

滋賀マザーズジョブステーション·近江八幡(当センター内)



イラスト タカノ キョウコ

★マザーズ就労支援相談コーナー・・・・・・0748-36-1831 <キャリアカウンセラーによる就労相談、保育情報の提供、各種講座の開催など>

★母子家庭等就業・自立支援センター 0748-37-5088 <ひとり親の方への再就職、転職、訓練、講習会など就業に関する相談や情報提供>



**★**ハローワークマザーズコーナー・・・・0748-37-3882 <職業相談、職業紹介>

☆長浜出張相談を実施しています。

毎週月曜日 10:00~15:00 (長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜2階 LOCO Living) 詳しくは総合受付(0749-53-4480)へお問い合わせください。

☆JR草津駅前にも相談窓口があります。

滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前

総合受付:077-598-1480 草津市大路1-1-1 エルティ932 ガーデンシティ草津 3階 ※休所日 土曜日·日曜日·祝日·年末年始



#### 女性に対する暴力をなくす運動

国(内閣府)では毎年11月12日~11月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の 期間として自治体と連携して周知啓発に取り組んでいます。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものでは ありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身 取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので あり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。(令和4年度 「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱より)

この運動をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめ ましょう。



◆滋賀県ではデートDV 防止啓発冊子を作成し、 HPに掲載しています。 デートDVについて考える きっかけにぜひご活用 ください。



# 在宅ワークミニセミナー&交流会

パソコンやインターネットを使って主に自宅で仕事をする働き方「在宅ワーク」のポイントを 学ぶミニセミナーと、参加者同士が気軽に自由に対話ができる交流会です。在宅ワークを これから始めたい人も参加できます。また、自宅から受講できるオンライン参加も可能です。

#### 全場開催

オンライン開催 日時:2022年11/21(月) 日時:2022年11/10(木)

10:00~13:00

会場:草津市立市民交流プラザ ※Zoomを使用いたします

大会議室

託児: | | 月2日(水)までに 事前予約してください

10:00~13:00



・在宝ワークミニセミナー 10:00~11:00

·交流会

11:00~13:00

WEBページからも

申込可能です!



【お申込み・お問い合わせ先】 株式会社キャリア・マム

滋賀県女性の多様な働き方普及業務委託事務局

TEL:042-389-0220(受付時間 9:00~17:00 土日祝日除く) FAX:042-389-0230

【主催】滋賀県【後援】草津市、仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが



